

旭川医科大学職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長  
学長職務代理 理事 松野丈夫

旭川医科大学職員給与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学職員給与規程（平成16年旭医大達第153号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第19条 次の各号に掲げる職員には、当該各号に掲げる額を初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 教育職基本給表の適用を受ける職員であって医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者のうち、採用又は当該職への異動（この条において「採用等」という。）が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（この条において「大学」という。）卒業の日から37年（医師法に規定する臨床研修（この条において「臨床研修」という。）を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練（この条において「実地修練」という。）を経た者にあつては38年）を経過するまでの期間内に行われた職員（採用等の日から35年以内の期間に限る。） 別表第8に掲げる月額</p>	<p>(略)</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第19条 次の各号に掲げる職員には、当該各号に掲げる額を初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 教育職基本給表の適用を受ける職員であつて医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者のうち、採用又は当該職への異動（この条において「採用等」という。）が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（この条において「大学」という。）卒業の日から37年（医師法に規定する臨床研修（この条において「臨床研修」という。）を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練（この条において「実地修練」という。）を経た者にあつては38年）を経過するまでの期間内に行われた職員（採用等の日から35年以内の期間に限る。） 別表第8に掲げる月額</p>

(2) 医療職基本給表の適用を受ける職員であって薬剤師法（昭和35年法律第146号）に規定する薬剤師免許証を有する職員 月額2,500円（ただし、当該手当額及び当該職員の基本給月額合計額が医療職基本給表3級14号俸の基本給月額に2,500円を加算した額（以下この号において「基準額」という。）未満である職員にあっては、基準額と当該職員の基本給月額との差額に相当する額とする。）

(3) 一般職基本給表（二）の適用を受ける職員（調理師を除く病院で勤務するものに限る。）、医療職基本給表の適用を受ける職員（前号に該当するものを除く。）及び看護職基本給表の適用を受ける職員（保健管理センターで勤務するものを除く。）  
月額2,500円（新設）

（略）

#### 附 則

この規程は、令和4年2月16日から施行し、改正後の第19条第1項第2号及び第3号の規定は、令和4年2月1日から適用する。

#### **【改正理由】**

初任給調整手当を医療職及び看護職に適用するため、所要の改正を行うものである。

(2) 医療職基本給表の適用を受ける職員であって薬剤師法（昭和35年法律第146号）に規定する薬剤師免許証を有する職員 月額2,000円（ただし、当該手当額及び当該職員の基本給月額合計額が医療職基本給表3級14号俸の基本給月額（以下この号において「基準額」という。）未満である職員にあっては、基準額と当該職員の基本給月額との差額に相当する額とする。）

（略）